

下水サーベイランス事業の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている。

感染症対策においては、適切な検査を正確に行うことが肝要であるが、PCR検査等では感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、受診しない無症状病原体保有者等を含めた各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。しかし、下水中のウイルスを検査、監視する下水サーベイランス（疫学調査）を活用すれば、その地域の見えない感染を見える化でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向の把握も期待できる。

また、内閣官房が令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業の結果報告においても「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランスを全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、令和5年9月1日に発足した内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体と連携して下水サーベイランス事業の全国展開に向けた取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
感染症危機管理担当大臣

宛（各 通）